

仕 様 書

1. 件名 庄内航空気象観測所浄化槽維持管理
2. 対象設備 浄化槽 分離接触ばっ気 30人槽 1基
3. 設置場所等 庄内航空気象観測所
(山形県酒田市浜中字村東30-3)
4. 保守点検期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
5. 仕様
 - (1) 浄化槽の保守点検は年 4 回行うこと。
 - (2) 浄化槽の清掃は年 1 回または監督職員が必要と認めたときに行うこと。
 - (3) 浄化槽の機能を維持するために必要な回数薬剤投入を定期的に行うこと。
また、監督職員が必要と認めたときには、その都度追加投入すること。
 - (4) 浄化槽機能の良否を判別するため年 1 回及び監督職員が必要と認めたときに浄化槽の放流水を採取し、検査して報告すること。
 - (5) 浄化槽維持管理に必要とする用具及び薬剤等は、すべて受注者負担とする。
 - (6) その他、仕様に明記のないもので当然必要なものは受注者にて行い、疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえその指示による。
6. 監督 監督職員により本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。
7. 検査 給付の終了した旨の通知を受けた日から10日以内に検査職員により検査を行う。
8. その他
 - (1) 本業務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」(最新版)及び関係諸法規によること。
 - (2) 作業にあたっては、事前に実施日時について監督職員の承認を得ること。
 - (3) 作業終了後、作業報告書を監督職員に提出すること。
 - (4) 受注者は施設等を理由の如何にかかわらず破損・汚損若しくは滅失してはならない。
万一、これらを破損・汚損若しくは滅失した場合は、その旨を監督職員に速やかに報告するとともに、受注者の負担において修復若しくは賠償すること。
 - (5) 本保守点検に当たり、受注者は当該設備図(別途貸与)に基づき、それぞれの状況を十分把握したうえで、監督職員の指示により点検に着手すること。
 - (6) 受注者は、派遣員の身分を明らかにするため社章を着用させると共に身分証明証を携行させること。
9. 代金支払等 検査終了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
(年1回払い)